

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年財務省令第15号））

1 建物

構造、用途		細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造，鉄筋コンクリート造		事務所用，下記以外用	50年
		住宅用，宿泊所用	47年
		店舗用，病院用	39年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	38年
れんが造，石造，ブロック造		事務所用，下記以外用	41年
		住宅用，宿泊所用，店舗用	38年
		病院用	36年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	34年
金属造	骨格材の肉厚 (4mmを超える)	事務所用，下記以外用	38年
		住宅用，宿泊所用，店舗用	34年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	31年
		病院用	29年
	骨格材の肉厚 (3mmを超え4mm以下)	事務所用，下記以外用	30年
		住宅用，宿泊所用，店舗用	27年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	25年
		病院用	24年
	骨格材の肉厚 (3mm以下)	事務所用，下記以外用	22年
		住宅用，宿泊所用，店舗用	19年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	19年
		病院用	17年
木造，合成樹脂造		事務所用，下記以外用	24年
		住宅用，宿泊所用，店舗用	22年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	17年
		病院用	17年
木骨モルタル造		事務所用，下記以外用	22年
		住宅用，宿泊所用，店舗用	20年
		送受信所用，車庫用，格納庫用，と畜場用	15年
		病院用	15年
簡易建物	主要柱が ^φ 10cm以下で杉皮，ルーフィング，トタン葺きのもの		10年
	掘立造のもの及び仮設のもの		7年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

2 建物付属設備

構造, 用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水設備, 衛生設備, ガス設備		15年
冷房, 暖房, 通風, ボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下)	13年
	その他のもの	15年
アーケード, 日よけ設備	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
その他のもの	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	10年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

3 構築物

構造, 用途	細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造	槽, 上水道, 水槽, 用水用ダム	50年
	サイロ, 下水道, 煙突, 焼却炉	35年
	製塩用沈澱池, 飼育場, 塀	30年
	その他のもの	60年
コンクリート造, コンクリートブロック造	槽, 用水池	40年
	サイロ	34年
	上水道, 水槽	30年
	下水道, 飼育場, 塀	15年
	その他のもの	40年
れんが造	煙突, 焼却炉, 塀	25年
	その他のもの	40年
石造	上水道, 用水池	50年
	下水道, 塀	35年
	その他のもの	50年
土造	上水道, 用水池	30年
	塀	20年
	下水道	15年
	その他のもの	40年
金属造	サイロ	22年
	送配管	
	鋳鉄製のもの	30年
	鋼鉄製のもの	15年
	水槽	
	鋳鉄製のもの	25年
	鋼鉄製のもの	15年
	飼育場	15年
	煙突, 焼却炉, 塀	10年
その他のもの	45年	
合成樹脂造		10年
木造	槽	15年
	水槽, 塀	10年
	飼育場	7年
	その他のもの	15年
その他のもの	主として木造のもの	15年
	その他のもの	50年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

4 車両及び運搬具

構造、用途	細目	耐用年数
車両及び運搬具 (特殊自動車, 運送事業用, 貸自動車業用, 自動車教習所用は除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	
	小型車(総排気量が0.66ℓ以下)	4年
	その他のもの	
	貨物自動車	
	ダンプ式のもの	4年
	その他のもの	5年
	その他のもの	6年
	二輪又は三輪自動車	3年
	自転車	2年
	フォークリフト	4年
	トロッコ	
	金属製のもの	5年
	その他のもの	3年
	その他のもの	
	自走能力を有するもの	7年
その他のもの	4年	

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

5 機械及び装置

設備の種類	細目	耐用年数
乳製品製造設備		9年
水産食料品製造設備		8年
つけ物製造設備		7年
トマト加工品製造設備		8年
果樹, そ菜処理加工設備		9年
かん詰, びん詰製造設備		8年
味そ, しょう油製造設備	コンクリート製仕込槽	25年
	その他の設備	9年
精穀設備		10年
豆腐類, こんにやく製造設備		8年
その他の豆類処理加工施設		9年
その他の農産物加工設備	粗製澱粉貯槽	25年
	その他の設備	12年
乾めん, 生めん製造設備		10年
パン, 菓子類製造設備		9年
荒茶製造設備		8年
再生茶製造設備		10年
清涼飲料製造設備		10年
発酵飼料, 酵母飼料製造設備		9年
その他飼料製造設備		10年
その他の食料品製造設備		16年
手すき和紙製造設備		7年
わら工品製造設備		8年
種苗花き園芸設備		10年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

6 無形減価償却資産

種類	細目	耐用年数
水利権		20年
特許権		8年
実用新案権		5年
意匠権		7年
商標権		10年
育成者権	種苗法(平成10年法律第83号)第4条第2項に規定する品 種	10年
	その他のもの	8年
営業権		5年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

7 家畜及び果樹

種類	細目	耐用年数
牛	農業使役用	6年
	小運搬使役用	5年
	繁殖用	
	役肉用牛	5年
	乳用牛	4年
	種付用	4年
	その他用	6年
馬	農業使役用	8年
	小運搬使役用	6年
	繁殖用	7年
	種付用	6年
	その他用	8年
豚		3年
めん羊, 山羊	種付用	3年
	その他用	5年
かんきつ樹	温州みかん	40年
	その他	35年
りんご樹		27年
ぶどう樹	甲州ぶどう	15年
	温室ぶどう	10年
	その他	12年
なし樹		20年
桃樹		12年
桜桃樹		20年
びわ樹		30年
くり樹		25年
梅樹		25年
かき樹		35年
あんず樹		20年
すもも樹		15年
いちじく樹		10年
パイナップル		3年
茶樹		35年
オリーブ樹		25年
つばき樹		25年
桑樹	立て通し	18年
	根刈り, 中刈り, 高刈り	13年
みつまた		9年
こうぞ		9年
もう宗竹		20年
アスパラガス		10年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

8 汚水処理用減価償却資産

種類	細目	耐用年数
構築物	槽, 塔, 水路, 貯水池	
	鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造, 石造	30年
	れんが造	20年
	コンクリート造, 金属造, 土造	15年
	木造, 合成樹脂造	10年
機械及び装置		7年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕
 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

9 農林業用減価償却資産

種類	細目	耐用年数
主としてコンクリート造、れんが造、石造、ブロック造の構築物	果樹、斜降索道設備、牧柵(電気牧柵を含む)	17年
	その他のもの	20年
主として金属造の構築物	斜降索道設備	13年
	その他のもの	15年
主として木造の構築物		5年
土管を主とした構築物		10年
その他の構築物		8年
電動機		10年
内燃機関、ボイラー、ポンプ		8年
トラクター	歩行型トラクター	5年
	その他のもの	8年
耕うん整地用機具		5年
耕土造成改良用機具		5年
栽培管理用機具		5年
防除用機具		5年
穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン、刈取機(ウィンドローワーを除き、バインダーを含む)、稲わら収集機(自走式のものを除く)、稲わら処理カッター	5年
	その他のもの	8年
飼料作物収穫調整用機具	モーター、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く)、ヘーレーキ、ヘーテッター、ヘーテッターレーキ、フォレンジハーベスター(自走式のものを除く)、ヘーベラー(自走式のものを除く)、ヘーブレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー(連続式のものを除く)、ヘーエレベーター、フォレンジプロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー、飼料細断機	5年
	その他のもの	8年
果樹、野菜、花き収穫調整用機具	野菜洗浄機、清浄機、掘取機	5年
	その他のもの	8年
その他の農作物収穫調整用機具	藪(い)苗分割機、藪草刈取機、藪草選別機、藪割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機、茶摘機	5年
	その他のもの	8年
農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く)	花筵織機、畳表織機	5年
	その他のもの	8年
家畜飼養管理用機具	自動給餌機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、孵卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、糞尿散布機、糞尿乾燥機、糞焼却機	5年
	その他のもの	8年
養蚕用機具	条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕、回転まぶし	5年
	その他のもの	8年
運搬用機具		4年
その他の機具	きのこ栽培用ほだ木	
	生しいたけ栽培用のもの	2年
	その他のもの	4年
	乾燥用バーナー	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10年
	その他のもの	5年